

■農村地域の防災・減災対策

(事業名) 県営ため池等整備事業	事業主体 県
----------------------------	--------

■事業の目的

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池や農業用排水施設等の補修、改築を行い、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。

■事業のポイント

- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、令和12年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり
- 耐震対策工事においては、市町村負担を軽減、農家負担ゼロ

■事業内容

① 調査計画事業	地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
②ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備
③用排水施設等整備事業（土砂崩壊防止）	災害発生のおそれのある農業用排水施設等の整備
④農業用河川工作物等応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物の整備（河川応急）
⑤農業用施設等災害管理対策事業	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備（危機管理向上）
⑥ため池緊急防災環境整備事業	ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等

■ 施工事例



■ 対象地域

県下全域

■ 採択要件

① 調査計画事業	下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
②ため池整備事業	総事業費800万円以上、受益面積10ha以上など。ただし特例要件を満たすものは2ha以上
③用排水施設等整備事業	総事業費800万円以上、受益面積20ha以上など。ただし特例要件を満たすものは10ha以上、土砂崩壊防止工事は防災受益5ha以上
④農業用河川工作物等応急対策事業	総事業費800万円以上など
⑤農業用施設等災害管理対策事業	受益面積20ha以上など
⑥ため池緊急防災環境整備事業	受益面積2ha以上など

■ 事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～50%、市町村等：0～25%

■農村地域の防災・減災対策

(事業名) 県営ため池防災対策事業	事業主体 県
-----------------------------	--------

■事業の目的

本事業においては、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る。

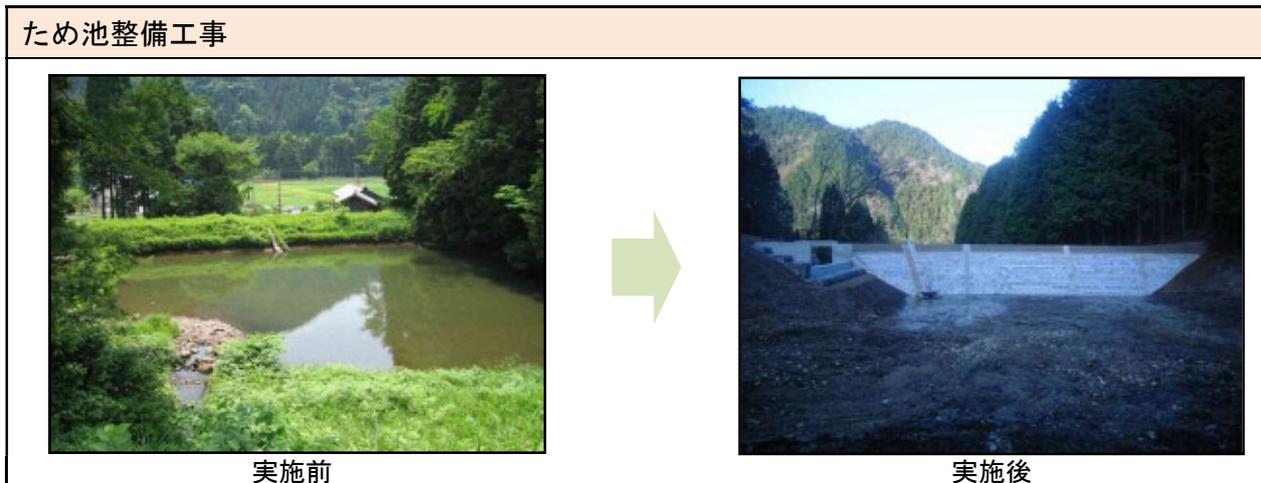
■事業のポイント

- 国庫補助事業で実施できないため池や水路の部分改修、補修が可能
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり
- 耐震対策工事においては、市町村負担を軽減、農家負担ゼロ

■事業内容

① 調査事業
ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定等
②整備事業
ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型） 土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型） 農業用排水機場の遊水地等の浚渫（通常三型） ため池下流水路の改良（合併型）
③促進事業
実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型）

■施工事例



■対象地域

県下全域

■採択要件

① 調査事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
②整備事業
通常一型：受益面積 2 ha 未満かつ受益戸数 2 戸以上など
通常二型：受益面積 5 ha 未満かつ受益戸数 2 戸以上
通常三型：稼働中の農業用排水機場にあって、遊水池等の浚渫を単独で実施する場合に限る
合併型：ため池本体改修と併せて行うものに限る
③促進事業
促進型：県営ため池等整備事業でため池本体の改修を行っているものに限る。

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：県：75～100%、市町村等：0～25%

■農村地域の防災・減災対策

(事業名)	事業主体 市町村
ため池防災支援事業	

■事業の目的

老朽ため池等に係る災害時の人的被害を回避するため、下流地域の測量・調査及びため池の耐震診断を行い、県営ため池防災対策事業などのハード事業の推進に資するとともに、調査結果を利用した避難等の防災体制の強化を図る。

■事業のポイント

- ハード整備が進まないため池における防災体制の強化が可能
- 国庫補助要件を満たさない受益戸数2戸未満のため池でも、一斉点検調査が可能

■事業内容

ため池防災支援事業

防災マップ、耐震診断、一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進

■施工事例

ため池防災マップ

The image displays two main components of the disaster prevention project. On the left is a colorful brochure titled '見戸ため池 防災パンフレット' (Miyu Dam Pond Disaster Prevention Pamphlet). It features a central diagram with a pink starburst labeled '防災マップ' (Disaster Map) and arrows pointing to various sections: '防災マップ' (Disaster Map), '耐震診断' (Seismic Diagnosis), '一斉点検' (Simultaneous Inspection), '監視・管理体制の強化' (Strengthening of Monitoring and Management Systems), and 'ハード整備の着手促進' (Acceleration of Hardware Improvement). The brochure also includes text boxes with detailed information and a small map of Japan. On the right is an aerial photograph of a designated area, labeled '対象認定区域' (Designated Area). The map shows a pond in a rural landscape with fields and trees. A red line indicates a boundary or path. Below the map is a small inset photo of a pond and a text box with contact information: '防災マップ 設置・配布センター TEL.0573-27-3110'.

■対象地域

県下全域

■採択要件

ため池防災マップ
①岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること。 ②ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 ③地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池。 ④農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 なお、総事業費が20万円以上であること。ただし、一市町村で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当りの事業費が10万円以上であること。
ため池の耐震診断
調査にあっては、岐阜県ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家、公共施設等があり、決壊時には生命、財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万m ³ 以上あること
ため池の一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進
岐阜県ため池台帳に記載のため池を対象とする。

■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村

負担区分：県：50%、市町村等：50%

■農村地域の防災・減災対策

(事業名)	事業主体 県
県営湛水防除事業	

■事業の目的

低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機、排水路の改修などを実施することにより、湛水被害の発生を未然に防止し、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。

■事業のポイント

- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、令和12年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり

■事業内容

① 調査計画事業	地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
② 用排水施設等整備事業（湛水防除）	災害発生のおそれのある農業用排水施設等の整備
③ 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）	災害発生のおそれのある土地改良施設の耐震改修

■施工事例

農業排水機場整備工事









ポンプ施設

台風による湛水状況

施工後

■対象地域

県下全域

■採択要件

① 調査計画事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
②用排水施設等整備事業（湛水防除）
受益面積は30ha以上、かつ、総事業費が5千万円以上のものなど（農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満、又は、受益面積の50%以上が農用地であるもの）
③地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）
受益面積は30ha以上、または、総事業費が800万円以上のものなど

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～35%、市町村等：0～15%

■農村地域の防災・減災対策

(事業名)	事業主体 県
県営特定農業用管水路等特別対策事業	

■事業の目的

石綿等が使用されている農業用管水路や施設の撤去を行うことにより、農業者や周辺住民に対する石綿障害の予防を図る。

■事業のポイント

- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、令和12年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり

■事業内容

調査計画事業
地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
特定農業用管水路等特別対策事業
石綿管が使用されている農業用管水路等の変更等

■施工事例

 <p>既設管撤去</p>	➔	 <p>既設管撤去</p>
 <p>新設管敷設</p>	➔	 <p>新設管敷設</p>

■対象地域

県下全域

■採択要件

調査計画事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
特定農業用管水路等特別対策事業
受益面積がおおむね20ha以上。農業用排水路を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上であること。

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～35%、市町村等：0～15%

■農村地域の防災・減災対策

(事業名) 県営農業用施設緊急改修事業	事業主体 県
-------------------------------	--------

■事業の目的

本事業においては、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、施設の緊急的な修復や調査を行う。

■事業のポイント

- 突発的事故が発生し人的被害を防ぐ緊急的な補修又は改修を実施。

■事業内容

被災の恐れがある地域等の調査。

突発的事故が発生した県営造成施設の緊急的な補修補強。

■施工事例



■対象地域

県下全域

■採択要件

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となる災害を除く案件で被災した県営造成施設で総事業費が2千万円以上の補修補強

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：県：100%